

# 第六類 第十五號

## 第八十一回 帝國議會院 藥事法案外二件委員會議錄(速記)第一回

出席委員左ノ如シ	昭和十八年二月十六日(火曜日)午前十時十
出席委員左ノ如シ	七分開議
委員長 清水留三郎君	出席委員左ノ如シ
理事大石 齊治君	理事大石 齊治君
理事小泉 純也君	理事小泉 純也君
理事渡邊 健君	理事渡邊 健君
赤間 德壽君	赤間 德壽君
伊藤東一郎君	伊藤東一郎君
上田 孝吉君	上田 孝吉君
木崎 爲之君	木崎 爲之君
菅又 薫君	菅又 薫君
谷原 公君	谷原 公君
藤生安太郎君	藤生安太郎君
松本治一郎君	松本治一郎君
山崎 常吉君	山崎 常吉君
出席國務大臣左ノ如シ	厚生大臣 小泉 親彦君
出席政府委員左ノ如シ	厚生次官 武井 群嗣君
厚生省衛生局長 滯尾 弘吉君	厚生省衛生局長 滯尾 弘吉君
厚生省保険局長 平井 章君	厚生省保険局長 平井 章君
厚生書記官 木村忠二郎君	厚生書記官 木村忠二郎君
厚生書記官 菊池 武夫君	厚生書記官 菊池 武夫君

○清水委員長 是ヨリ藥事法案外二件ノ委員會ヲ開會致シマス
開會ニ先ダチマシテ委員長ヨリ議事進行ニ付テ御説り致シタイト思ヒマス、本日ハ大臣ノ藥事法案外二件ニ付テノ御説明ヲ願ヒ、次イデ政府委員ヨリ藥事法案ニ付テノミノ逐條的御説明ヲ願ツテ、然ル後ニ委員各位ヨリ政府ニ要求スベキ参考資料ガアリ
マスルナラバ、其ノ要求ヲ願ヒ、ソレデ散會致シタイト思ヒマス、次會へ多分明日ニナルト思ヒマスルガ、今部屋ノ關係テ交渉中デアリマス、何レ散會マデニハ決定出來ルト思ツテ居リマス、次會ヨリ藥事法案ニ付テノ質疑ニ入りマシテ、其ノ質疑應答方終リマシテカラ、更ニ政府委員ヨリ船員保險法中改正法律案及ビ軍事扶助法中改正法律案ノ逐條的御説明ヲ願ヒ、ソレヨリ其ノ兩案ニ對スル質疑ニ入りタイト思フノデアリマス、質疑ニ付キマシテハ、先づ大臣ノ列席中ニ大體ノ事項即チ法案ノ骨子ニ付テ御質問ヲ願ヒマシテ、細目ニ瓦リマシテハ後廻ハシニ願ヒタイト思フノデアリマス、逐條審議其ノ他細目ニ瓦リマシテハ、大臣ニ對スル質疑終了後、若シクハ大臣缺席ノ場合ニ、政府委員ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス、右御諒承ヲ願ヒマス、是ヨリ大臣ノ御説明ヲ願ヒマス——小泉國務大臣
說明ヲ願ヒマス——小泉國務大臣
○小泉國務大臣 只今議題トナリマシタ藥院送付)

事法案ニ付テ先づ御説明申上ダマス
大東亞戰爭ヲ完遂致シマス爲ニハ國民體力ノ向上、人口ノ増強ヲ圖リ、以テ國力ノ根基ニ上ゲルマデモナイ次第ゴザイマシテ、是ガ爲ニハ國民醫療ノ適正ヲ期スルト共ニ、更ニ之ト密接ノ關係アル醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテモ、其ノ適正ヲ期スルノ方途ヲ講ズルコトガ、最モ肝要デアルト考ヘル次第デアリマス、政府ニ於キマシテハ夙ニ醫藥品ノ生產配給等ニ關シマシテ、各般ノ施策ヲ講ジ、銳意遺憾ナキヲ期シテ居ル次第デアリマスガ、翻ツテ藥事ニ關スル諸制度ヲ見マスルニ、創始以來既ニ相當ノ歲月ヲ闊シ、現下時局ノ要請ニ副ハナリ憾ミガ少クナイノデアリマス、即チ醫藥品ノ供給確保ニ關スル當面ノ措置ヲ講ズル
上ニ於キマシテモ、十分ノ成果ヲ期スルコトガ困難ナル狀況デアリマスルノミナラズ、藥劑師及ビ藥劑師會ノ保健衛生上ニ於ケル國策即應ノ活潑ナル活動ヲ促スト共ニ、積極的ニ醫藥品供給ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ニ寄與スル上ニ更ニ一步ヲ進メントスルニハ、是ガ現狀ハ誠ニ遺憾ナルモノガアルト言ハネバナラヌノデアリマス、仍テ茲ニ藥事制度ニ付キ所要ノ改善整備ヲ加ヘマシテ、藥事法ヲ制定シ、以テ所期ノ目的達成ニ萬遺憾ナキヲ期セントスル次第デアリマス
申上ダマスト、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテハ、現在藥劑師法、藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法等が存スルノデアリマスガ、本案ニ於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トスルモナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、藥事衛生ニ關スル人的並ニ物的要素ニ於キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、關スル制度ヲ一貫シタ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモノトスルコトトシ、又他面ニ申上ダマスト、醫藥品ノ骨子ト致シマス

付託議案 (第六五號) 藥事法案(政府提出、貴族院送付) 船員保險法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第六四號) 軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第六五號)
先づ最初ニ本案ノ骨子ト致シマスル所ヲ申上ダマスト、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテハ、現在藥劑師法、藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法等が存スルノデアリマスガ、本案ニ於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トスルモナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、藥事衛生ニ關スル人的並ニ物的要素ニ於キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、關スル制度ヲ一貫シタ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモノトスルコトトシ、又他面ニ申上ダマスト、醫藥品ノ骨子ト致シマス
申上ダマスト、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテモ、是ニ於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トスルモナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、藥事衛生ニ關スル人的並ニ物的要素ニ於キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、關スル制度ヲ一貫シタ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモノトスルコトトシ、又他面ニ申上ダマスト、醫藥品ノ骨子ト致シマス
申上ダマスト、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテモ、是ニ於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トスルモナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、藥事衛生ニ關スル人的並ニ物的要素ニ於キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、關スル制度ヲ一貫シタ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモノトスルコトトシ、又他面ニ申上ダマスト、醫藥品ノ骨子ト致シマス
申上ダマスト、醫藥品ノ供給其ノ他藥事衛生ニ關シマシテモ、是ニ於キマシテハ、此ノ法律ガ藥事衛生ノ適正ヲ期シ、以テ國民體力ノ向上ヲ圖ルコトヲ目的トスルモナルコトヲ明カニ致シマスルト共ニ、一面ニ於キマシテ、藥事衛生ニ關スル人的並ニ物的要素ニ於キマシテハ、從來醫藥品ニ付キマシテハ、關スル制度ヲ一貫シタ趣意ノ下ニ綜合統一セラレタルモノトスルコトトシ、又他面ニ申上ダマスト、醫藥品ノ骨子ト致シマス

給其ノ他藥事衛生ヲ掌り、以テ國民體力ノ増強ニ寄與スルト云フ時局下極メテ要ナル國家的任務ヲ負フモノナルコトヲ明カニ致シマスト共ニ、藥劑師ニ對シ藥品ノ取扱其ノ他藥事衛生ニ關シ必要ナル事項ノ修習ヲナサシメ得ルノ途ヲ開キマシテ、以テ益、勵精其ノ職責ヲ全ウセシメンコトヲ期シ、各、其ノ規定ヲ設ケルコトヲ致シマシタ、又藥劑師會ニ付キマシテハ、藥事衛生ニ關シ今後一層其ノ積極的且ツ適正ナル活動ヲ期待センガ爲メ、其ノ國民體力ノ向上ニ關スル國策ヘノ協力ニ付テノ使命ヲ明カニスルト共ニ、會員範圍其ノ他ニ付キ必要ナル改正ヲ行フコトヲ致シマシタ、次ニ藥局ニ關シマシテハ、其ノ保健衛生上ニ於ケル使命ニ鑑ミマシテ、設備、管理、分担等ヲ適正ナラシムルノ方途ヲ講ズルノ肝要ナルヲ認メマシテ、其ノ開設ヲ藥劑師以外ノ者ニモ認メルコトトシ、且ツ現在ノ届出制ヲ改スマシテ、許可制トシ、又調劑報酬ニ付キマシテハ、其ノ適正ヲ圖ル爲メ必要ナル方策ヲ講ジ得ベキ規定ヲ設ケルコトヲ致シマシタ

ルコトトシ、又醫藥品ノ性狀品質ヲ適正ナ  
ラシムル爲メ、醫藥品製造業ニ付テハ、原  
則トシテ藥劑師ヲ置クベキコトト致シマシ  
タ、尙ホ輸入販賣業及ビ移入販賣業ニ付キ  
マシテハ、一般醫藥品ノ販賣業ト異ル所  
ガアリ、マスノデ、製造業ニ準ジ措置スル  
コトト致シマシタ、又醫藥品ノ販賣ニ付キ  
マシテハ、從來藥種商ノ免許、賣藥請負營  
業ノ許可等極メテ錯雜シタ制度トナツテ居  
ルノデアリマスガ、販賣者ノ資質、店舗ノ  
分布等ノ關係ヲ考慮スルト共ニ、手續ヲ簡  
明化スルノ必要ヲ認メマシテ、醫藥品販賣  
業ニ付キ、原則トシテ許可ヲ受ケシムルコド  
ト致シマシタ、尙ホ醫藥品ノ中ニハ、其ノ取  
扱ニ付キ特殊ノ知識ヲ必要トスルモノ少クナ  
イノデ、藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル者以外ノ  
醫藥品販賣業者ニ付キマシテハ、取扱品目  
ノ制限ヲナスコトト致シタノデアリマス、  
更ニ醫藥品ノ成分等ヲ公示セシムルコトハ、  
其ノ選擇及び使用ノ適正、配給ノ圓滑ヲ期  
スル上ニ於テ、又品質確保ノ上ニ於テ必要  
ト認メラレマスノデ、從來ノ賣藥ニ該當スル  
ケルコトト致シマシタ、又醫藥品ノ廣告ニ  
付キマシテハ、相當ニ改善ヲ加ヘル必要ガ  
認メラレマスノデ、從來ノ賣藥ニ該當スル  
モノノミナラズ、其ノ他ノモノニ付キマシ  
テモ、均シク、是ガ制限ノ方途ヲ講ジ、且  
ツ其ノ内容適正ナラシムルヤウ、之ニ關ス  
ル規定ヲ設ケルコトト致シマシタ、其ノ他保  
健衛生上特ニ必要ト認ムル醫藥品ニ付キマ  
シテ、價格ノ公正及ビ性狀品質ノ適正ヲ圖  
ル爲メ必要ナル措置ヲ講ジ得ルコトトシ、  
又保健衛生上特ニ必要アリト認メラルル場  
合ニハ、製造業者、販賣業者等ニ對シマシ  
テ、其ノ業務ニ關シ必要ナル指示ヲナシ得

ルノ途ヲ開クコト致シマシタ、最後ニ既存ノ藥局開設者竝ニ醫藥品ノ製造業者、輸入販賣業者、移入販賣業者及ビ販賣業者ニ付キマシテハ、其ノ業務ヲ繼續スルヲ得セシムルコトト致シタ次第デアリマス、以上藥事法案ノ内容ニ付キ大要ノ御説明ヲ申上ゲタノデアリマスガ、何卒御審議ノ上速カニ協贊アランコトヲ切望致シマス

次ニ船員保険法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、改正ノ第一點ハ、現在船員ノ乗船中ノ傷病ニ關シマシテハ、原則トシテ船員法ニ依ル船舶所有者ノ三月間ノ扶助又ハ手當ノ終ツタ後船員保険ニ於テ六月間療養ノ給付及ビ傷病手當金ヲ支給スルコトニナツテ居リマス、然ルニ時局下船員ノ傷病ハ激増ノ傾向ガアリ、隨テ船舶所有者ノ負擔モ容易デアリマセヌ爲ニ、船員ハ往々其ノ保護ニ浴シ得ナイ場合モ起り易イモノデアリマス、更ニ現在船員保険ニ於テ給付ヲ開始スルニ付キマシテモ必然的ニ船舶所有者ノ扶助、手當ノ義務ノ有無又ハ其ノ終了シタルカ否カラ調査スルコトヲ要シマシテ、保護ノ迅速ヲ缺ク憾ミナントシナイノデアリマス、仍テ今回船舶所有者ノ船員法ニ基ク扶助、手當ノ義務ヲ船員保険ニ取入レ保険給付トシテ之ヲナシ、船員ノ保護ヲ一元化シ、以テ船員ノ傷病ニ對スル保護ヲ充實確保スルト共ニ其ノ簡便迅速ヲ期セントスルノデアリマス、而シテ船舶所有者ノ扶助、又ハ手當ノ支給期間即チ三月ヲ保険ニ取入レマス結果、保険給付期間ハ從來ノ六月ヲ九月ト改メルコトト相成ルノデアリマス、是ハ船舶所有者ノ船員法ニ依ル扶助義務ヲ取入レナガラ給付期間ヲ從來通り健康保険ト同様ノ六月間ト致スコトハ却テ

船員ノ保護ヲ薄クスル結果トナルニミナラズ、船員ノ傷病ノ長期性ニ鑑ミテモ、保険給付期間ヲ九月トスルコトガ適當デアルト考ヘラレルカラデアリマスカラ、其ノ費用ノ全部ヲ船舶所有者ノ負擔トシ、保険料トシテ徵收スルノデアリマシテ、大體船員ノ報酬月額百圓ニ付キ二圓程度ノ増徴トナル見込デアリマス改正ノ第二點ハ戰時危險區域ヲ航行スル船舶ニ乗組ム船員ハ、實ニ其ノ勞苦大デアリ、身心ノ疲勞亦甚ダシキモノガアリマスカラ、是等ニ對スル養老年金、廢疾年金、廢疾手當金及ビ死亡手當金ノ支給條件タル被保險者タル期間ニ一定割合ノ加算ヲ附サウトスルノデアリマス、即チ現在養老年金ニ付テハ十五年以上、廢疾年金、廢疾手當金及ビ死亡手當金ニ付テハ、三年以上被保險者デナケレバナラナイト云フ條件ガ付イテ居リマスガ、今回ノ改正ノ結果、加算ニ依リ是等ノ期間ガ短縮セラレルコトニナリ、從來ヨリモ早ク本制度ニ依ル保護ヲ受ケラレルコトニナリマス外、養老年金及ビ廢疾年金ニアリマシテハ、被保險者タル期間十五年以上一年ヲ増ス毎ニ、年金額ニ一定率ノ加給ヲナスコトニナツテ居リマスカラ、今回ノ改正ノ結果從來ニ比シ支給額モ増加スルコトトナリ、保護ヲ厚クスルコトニモナル譯デアリマス、條文ノ中「勅令ヲ以テ指定スル區域」トアリマスノハ、現下ノ海運ノ情勢上、可及的廣ク認メタイト考ヘテ居リマス、併シ其ノ区域内ヲ航行スル船舶デモ、比較的安ト認メラレル航路ヲ取ル船舶ニ付テハ、事實上加算ノ要ガナイ譯デアリマ

スカラ、是等ノ船舶ハ特に指定シテ加算ヲ認メナイコトニ致シタイト思ツテ居リマス、次ニ加算ノ率ニ付キマシテハ、今ノ所被保險者期間、即チ乗船期間ノ三分ノ一ニ相當スル期間ヲ加ヘタノデアリマス、是ハ船員ノ現在ノ活動狀況ヨリズレバ必ズシモ十分トハ考ヘテ居リマセヌガ、國家財政等ノリ増加スベキ保險給付ノ費用ハ、全額國庫ニ於テ負擔スルコト致シテ居リマス、次ニ加テ居ル次第デアリマス、尙ホ此ノ加算ニ依リ、改正ノ第三點ハ、結核ニ對スル保護ヲ厚クシタ點デアリマス、即チ現在ハ保險給付開始前一年内ニ六月以上繼續シテ被保險者デアツタ場合ニ限リ、結核性疾患ニ付テハ特ニ一年、繼續シテ、療養ノ給付及ビ傷病手當金ノ支給ヲナスコトニナツテ居リマスガ、六月以上モ繼續シテ被保險者デアルト云フコトヲ資格條件ト致シマスコトハ、現下ノ船員ノ勤務狀況カラ見マシテモ實狀ニ副ハナイ嫌ヒガアリ、又船員ノ結核性疾患ノ増加乃至ハ我ガ國核撲滅對策カラ著ヘルマシテモ繼當デナイト思ヒマスノデ、此ノ條件ヲ緩和シテ大體一年間ニ三月間被保險者デアレバ宜イト云フヤウニ其ノ受給條件ヲ緩和シタイト考ヘテ居リマス

晝夜ヲ分タズ激務ニ服シ挺身海上輸送ノ任ニ當リツツアルノデアリマシテ、其ノ勞苦ハ極メテ大ナルモノガアリマス、仍ツテ船員保護施設ノ一翼ヲ擔ヘル船員保険法中ニ改正ヲ加ヘ、時局ニ即應シ船員ノ保護ノ充實強化ヲ圖ルコト致シタノデアリマス。最後ニ軍事扶助法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、本法ハ兵役ノ義務ニ服スル者ヲシテ後顧ノ憂ナク安ンジテ其ノ責務ヲ全ウセシムルノ趣旨ヲ以テ大正六年ニ制定セラレ、翌大正七年一月ヨリ施行セラレマシタ軍事救護法ガ、其ノ後昭和六年ニ至リ一部改正セラレ、更ニ昭和十二年ニ至リ其ノ名稱ヲ軍事扶助法ト改メラレルト共ニ、其ノ適用範圍ヲ擴張其ノ他ニ付キ改正ヲ加ヘラレ、同年七月ヨリ施行セラレ今日ニ至ツタノデアリマス、而シテ時恰モ支那事變ノ勃發ニ會ヒ、爾來今日ニ至ルマデ本法ノ趣旨ハ相當徹底フ見隨テ又相當ノ實績ヲ收メテ參ツタノデアリマス、併シナガラ現下ノ實情ニ鑑ミマスト、尙ホ不十分ナ點ガ認メラレルノデアリマス、隨ヒマシテ今回其ノ適用範圍ヲ擴張シ、大東亞戰爭下愈軍人援護ノ徹底ヲ期シタ伊存シ、玆ニ本改正法律案ヲ提出スルニ至ツタ次第アリマス。

今回改正致シタ伊ト存ジマス事項ハ三項目デアリマス、第一ハ傷病兵ノ範圍ヲ擴張スルコトデアリマス、現行法ニ於ケル「傷病兵」ノ範圍ハ、戰鬪若ハ公務ノ爲又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ラズシテ、現役中若ハ應召中ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ、是ガ爲メ一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレタル者ニ限ラレテ居ルノデアリマスガ、近時

兵員充足ノ要件大ナルニ伴ヒ、其役法ハ行  
令及ビ陸軍身體検査規則ノ改正ヲ見ルニ至  
リ、徵兵ノ場合ニ於テハ身體上輕度ノ障碍  
ヲ有スル者ト雖モ之ヲ合格セシムルコトト  
相成リ、是ト對應シ、從來一種以上ノ兵役  
ヲ免ゼラレタル程度ノ障碍ヲ有スルニ至ツ  
タ者ト雖モ、直ニ一種以上ノ兵役ヲ免ゼ  
ラルニ至ラズ、現役滿期トシテ退營シ、  
又ハ其ノ役種ノ儘召集解除トナル者ガ相當  
數ニ上ル狀況デアリマシテ、從前ナラバ扶  
助セラルベキ者ガ扶助ニ漏レルコトトナリ  
マシタノデ、之ヲ救フ爲メ一種以上ノ兵役  
ヲ免ゼラレザルモ退營シ、又ハ召集解除ト  
ナツタ者デ、恩給法上ノ目症程度以上ノ傷  
病ヲ有スル者ヲモ傷病兵トシ、本人及び其  
ノ家族遺族ヲ扶助スルコトニ致サウトスル  
ノデアリマス

第三ハ下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ必  
要アル場合ニ於キマシテハ退營又ハ召集解  
除後尙ホ三月以内之ヲ繼續シ得ルモノト致  
スコトデアリマス、現行法ニ於テハ、下士  
官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ、必要アル場合ハ  
退營又ハ召集解除後「二十日以内」之ヲ繼續  
シ得ルコトト相成ツテ居ルノデアリマスガ、  
近時ノ經濟狀況ニ鑑ミ、又作戰區域ノ擴大、  
服役期間ノ長期化等ニ伴ヒマシテ、退營シ  
又ハ召集解除トナリマシタ者ガ歸郷後直チ  
ニ十分ナル生業能力ヲ發揮スルコトハ極メ  
テ困難デアリマシテ、就中頓ニ増大スル潛  
伏性疾患者、例ヘバ結核、「マラリヤ」等ノ  
如キモノハ假令疾病治癒ノ後退營シ又ハ召  
集解除トナリマシテモ、直チニ生業ニ復歸  
スルコトハ困難デアリ、且ツ疾病再發ノ慮  
ガ極メテ多イ現狀ニ鑑ミマシテ、相當期間  
ノ休養ヲ要スルノデアリマス、又退營召  
集解除後直チニ生業ニ從事シ得ル者ト雖  
モ、現地ニ於テ除隊セラルル者ノ如キハヘ  
ノ家族ヲ扶養シ得ルニ相當期間ヲ要スルノ  
デアリマシテ、是等ノ理由ニ依リマシテ從  
來ノ二十日以内ノ期間ヲ三月以内ト改ムル  
コトニ致サウトスルノデアリマス

以上改正ノ要旨ニ付キ申上ガタノデアリマス  
マスガ、何卿御審議ノ上速カニ御協贊アラ  
ンコトヲ切望致ス次第デアリマス

○清水委員長　是ヨリ政府委員ヨリ藥事社  
案ニ對スル逐條的ノ御説明ヲ願ヒマス  
○灘尾政府委員　藥事法案ノ根本ノ趣旨、  
或ハ其ノ骨子ニ付キマシテハ只今大臣ヨリ  
御説明申上ゲマシタ通リデゴザイマスガ、  
私カラ法案ノ内容ニ付キマシテ逐條的  
ニ概略ノ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、

其ノ前ニ御諒承願ツテ置キタイト存ジマ  
スルコトハ、此ノ法律案ハ現在薬事ノ制  
度トシテ行ハレテ居リマスル薬剤師法、藥  
品營業並ニ藥品取扱規則及ビ賣藥法、斯様  
ナ法律ヲ統合整理致シマシテ、更ニ本案提  
出ノ根本ノ趣旨ヲ達成致シマスル爲ニ必要  
ナル諸規定ヲ新タニ加ヘマシタ次第デアリ  
マス、尙又現在ノ制度ハ相當古イ制度トナ  
ツテ居リマスルノデ、其ノ間諸規定ノ中ニ  
ハ、今日行ハレテ居リマスル多クノ立法例  
ノ體裁ト其ノ趣キヲ異ニシテ居ルモノモゴ  
ザイマスルノデ、ソレ等ニ付キマシテモ大  
體近頃ノ立法例ニ倣ヒマシテ、規定ノ體裁  
ヲ整ヘ、又現在法律中ニ規定ノアリマスル  
事項ニ付キマシテモ、事柄ガ細目ニ瓦ツテ  
居リマンテ、命令ニ讓ルノヲ適當ト認メマ  
スルヤウナモノニ付キマシテハ命令ニ讓ル  
コトニ致シテ居ルノデアリマス、殊ニ此ノ  
法律案ト極メテ密接ナ關聯ノアリマスル最  
近ノ制定ニ係ハリマスル國民醫療法ノ規定  
ト大體歩調ヲ揃ヘルト云フヤウナコトモ致  
シタノデアリマス、豫メ御含ミ置キヲ願ヒ  
タイト存ジマス

以下條文ヲ逐ヒマシテ御説明ヲ申上ゲタ  
イト思ヒマス、第一條ハ本法ノ目的ヲ規定  
致シタモノデアリマシテ、此ノ法律ハ國民  
醫療法ト密接ノ關係ニ立チ、是ト相並ンデ  
國民保健ニ關スルノ基礎的ナ法制タル  
ベキモノト考ヘマシテ、國民醫療法ガ國民  
醫療ノ部面ヲ規定スルニ對シ、此ノ法律案  
デハ藥事衛生ノ部面ヲ規定致シテ居ルノデ  
ト云フ點ヲ明カニ致シタノデアリマス  
次ハ第二章ノ藥劑師ニ關スル規定デアリ

マス、第二條ハ新タニ設ケマシタ規定デゴ  
ザイマシテ藥劑師ノ本分ヲ規定致シタモノ  
デアリマス、現在ノ藥劑師法ノ規定ノ文字  
カラ見マシテ、藥劑師ノ本來ノ職分ハ專ラ  
調劑ノミニ存スルカノ如キ考ヘ方ガ世ニ  
行ハレテ居ル嫌ヒガナイデハナイノデアリ  
マス、今日藥劑師ノ職分ハ獨リ調劑ノミナ  
ラズ、廣ク醫藥品ノ供給、或ハ飲食物ノ檢  
査ト云フヤウナ衛生化學ノ部面、更ニ又近  
頃デハ毒瓦斯ノ檢知トカ或ヘ其ノ處理ト云  
フヤウナ部面ニモ瓦リマシテ、所謂衛生化  
學者トシテ國民保健ノ廣汎ナル分野ヲ擔當  
スペキモノト考ヘラレルノデアリマス、此  
ノ實情ニ即シマシテ、藥劑師ハ是等ノ廣イ  
範圍ニ瓦リ國民保健ノ一分野ヲ擔當致シマ  
シテ、醫師、齒科醫師等ト相携ヘテ國民體  
力ノ保全、增强ニ寄與スルト云フ極メテ重  
要ナ任務ヲ負フモノノデアルコトヲ明カニ致  
シマシテ、其ノ職責ノ極メテ重イコトヲ自  
覺セシメ、益、勵精其ノ職域ニ於テ奉公ゼン  
コトヲ期待致シマシタ次第デアリマス、第  
三條ハ藥劑師免許ヲ受ケル資格ニ關シ必要  
ナ事項ハ勅令ヲ以テ規定スルコトト致シタ  
ノデアリマスガ、勅令ノ定メマスル事項ハ  
大體現行法通リト致ス考ヘデアリマス、第  
四條、第五條ハ字句ヲ若干修正致シマシタ  
ル外ハ現行法通リデアリマスノデ説明ヲ省  
略致シマス、第六條ハ藥劑師名簿ノ登録ニ  
付テ規定致シタモノノデアリマスルガ、登録  
スベキ事項ニ付キマシテハ大體現行法通り  
ト致ス考ヘデアリマス、第七條ハ藥劑師ノ  
免許ノ取消又ハ業務ノ停止處分ニ關スル規  
定デアリマシテ、概ネ現行法ヲ踏襲致シテ  
居ルノデアリマスルガ、特ニ變ツテ居ル點  
ヲ申上ゲマスレバ、先づ藥劑師タルノ品位

ヲ損スル行爲ヲ免許ノ取消又ハ業務停止處  
分ノ事由ノ中ニ加ヘタノデアリマス、又免  
許ノ取消又ハ業務ノ停止處分ヲ  
實ガ免許前ニアツタコトデアリマシタ場合  
ニ於テモ、免許ノ取消又ハ業務停止處分ヲ  
スルコトガ出來ルト云フコトニ致シタノデ  
アリマス、ソレカラ免許取消處分ヲ受ケタモ  
ノデ再免許ヲ受ケマシタモノガ主務大臣ノ  
定メマスル期間内ニ於テ一定ノ刑罰ニ處セ  
ラレマシタ時ハ、其ノ再免許ヘ當然效力ヲ  
失フコトト致シタノデアリマス、尙又藥劑師  
ニ對スル行政處分ヲ致ス場合ニ於キマシテ、  
從來ハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトトナツ  
テ居ツタノデアリマスガ、此ノ法案ニ於キ  
マシテハ中央衛生會ノ審議ヲ要スルト云フコ  
トヲ削除致シタノデアリマス、是等ハ國民  
醫療法ノ規定ト大體同様ノ趣旨ニ出タモノ  
デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キタ  
イト存ジマス、次ニ第八條ハ新シイ規定デ  
アリマスガ、藥劑師ニ對シ主務大臣ニ於テ  
補習教育ノ義務ヲ課シ得ルコトヲ規定致シ  
タノデアリマス、ト申シマスルノハ、先程  
申シマシタ如ク、藥劑師ハ國民保健上廣汎  
ニシテ且ツ重大ナル職責ヲ荷ヒ、又其ノ職分  
ガ人ノ健康、生命ニ關スルコトガ多イノデ  
アリマスルノデ、常ニ自己ノ職分ニ於テ研  
鑽ヲ怠ラナイキウニシテ貴ハナケレバナラ  
ヌト思フノデアリマス、醫藥ノコトハ日進  
月歩デアリマスルノミナラズ、國防化學ニ  
關スル事項ノ如キ、マダ十分之ニ習熟スル  
ニ至ツテ居ナイ者モアリマスルノデ、斯様  
ニ規定ヲ設ケマシテ、藥劑師ノ職域奉公ノ  
度トシテ居リマスル薬劑師會ニ關スル規定  
ナ規定ヲ設ケマシテ、藥劑師ノ職域奉公ノ  
一層ノ完璧ヲ期スルヤウニ致シタ次第デア  
リマス

ス、藥劑師會ニ關シマシテハ、大體醫師會及ビ  
歯科醫師會ノ例ニ準ジマシテ措置致スコト  
トシテ居ルノデアリマシテ、從來ト變リマ  
シタ點ヲ申上ゲテ見マスルト、第九條ニア  
ラズ、廣ク醫藥品ノ供給、或ハ飲食物ノ檢  
査ト云フヤウナ衛生化學ノ部面、更ニ又近  
頃デハ毒瓦斯ノ檢知トカ或ヘ其ノ處理ト云  
フヤウナ部面ニモ瓦リマシテ、所謂衛生化  
學者トシテ國民保健ノ廣汎ナル分野ヲ擔當  
スペキモノト考ヘラレルノデアリマス、此  
ノ實情ニ即シマシテ、藥劑師ハ是等ノ廣イ  
範圍ニ瓦リ國民保健ノ一分野ヲ擔當致シマ  
シテ、醫師、齒科醫師等ト相携ヘテ國民體  
力ノ保全、增强ニ寄與スルト云フ極メテ重  
要ナ任務ヲ負フモノノデアルコトヲ明カニ致  
シマシテ、其ノ職責ノ極メテ重イコトヲ自  
覺セシメ、益、勵精其ノ職域ニ於テ奉公ゼン  
コトヲ期待致シマシタ次第デアリマス、第  
三條ハ藥劑師免許ヲ受ケル資格ニ關シ必要  
ナ事項ハ勅令ヲ以テ規定スルコトト致シタ  
ノデアリマスガ、勅令ノ定メマスル事項ハ  
大體現行法通リト致ス考ヘデアリマス、第  
四條、第五條ハ字句ヲ若干修正致シマシタ  
ル外ハ現行法通リデアリマスノデ説明ヲ省  
略致シマス、第六條ハ藥劑師名簿ノ登録ニ  
付テ規定致シタモノノデアリマスルガ、登録  
スベキ事項ニ付キマシテハ大體現行法通り  
ト致ス考ヘデアリマス、第七條ハ藥劑師ノ  
免許ノ取消又ハ業務ノ停止處分ニ關スル規  
定デアリマシテ、概ネ現行法ヲ踏襲致シテ  
居ルノデアリマスルガ、特ニ變ツテ居ル點  
ヲ申上ゲマスレバ、先づ藥劑師タルノ品位

ヲ損スル行爲ヲ免許ノ取消又ハ業務停止處  
分ノ事由ノ中ニ加ヘタノデアリマス、又免  
許ノ取消又ハ業務ノ停止處分ヲ  
實ガ免許前ニアツタコトデアリマシタ場合  
ニ於テモ、免許ノ取消又ハ業務停止處分ヲ  
スルコトガ出來ルト云フコトニ致シタノデ  
アリマス、ソレカラ免許取消處分ヲ受ケタモ  
ノデ再免許ヲ受ケマシタモノガ主務大臣ノ  
定メマスル期間内ニ於テ一定ノ刑罰ニ處セ  
ラレマシタ時ハ、其ノ再免許ヘ當然效力ヲ  
失フコトト致シタノデアリマス、尙又藥劑師  
ニ對スル行政處分ヲ致ス場合ニ於キマシテ、  
從來ハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトトナツ  
テ居ツタノデアリマスガ、此ノ法案ニ於キ  
マシテハ中央衛生會ノ審議ヲ要スルト云フコ  
トヲ削除致シタノデアリマス、是等ハ國民  
醫療法ノ規定ト大體同様ノ趣旨ニ出タモノ  
デアリマスノデ、説明ヲ省略サセテ戴キタ  
イト存ジマス、次ニ第八條ハ新シイ規定デ  
アリマスガ、藥劑師ニ對シ主務大臣ニ於テ  
補習教育ノ義務ヲ課シ得ルコトヲ規定致シ  
タノデアリマス、ト申シマスルノハ、先程  
申シマシタ如ク、藥劑師ハ國民保健上廣汎  
ニシテ且ツ重大ナル職責ヲ荷ヒ、又其ノ職分  
ガ人ノ健康、生命ニ關スルコトガ多イノデ  
アリマスルノデ、常ニ自己ノ職分ニ於テ研  
鑽ヲ怠ラナイキウニシテ貴ハナケレバナラ  
ヌト思フノデアリマス、醫藥ノコトハ日進  
月歩デアリマスルノミナラズ、國防化學ニ  
關スル事項ノ如キ、マダ十分之ニ習熟スル  
ニ至ツテ居ナイ者モアリマスルノデ、斯様  
ニ規定ヲ設ケマシテ、藥劑師ノ職域奉公ノ  
度トシテ居リマスル薬劑師會ニ關スル規定  
ナ規定ヲ設ケマシテ、藥劑師ノ職域奉公ノ  
一層ノ完璧ヲ期スルヤウニ致シタ次第デア  
リマス

デアリマス、第十四條ハ藥局ノ開設ニ關スル規定デアリマシテ、即チ藥局開設ニハ地  
方長官ノ許可ヲ受ケルコトヲ要スルコトトシ、又藥局ノ開設者ハ從來原則トシテ藥劑  
師ニ限ラレテ居ツタモノヲ、藥劑師ニ限定シナイコトニ致シタ次第デアリマス、  
藥事衛生ニ關シマシテ一般民衆ノ利用ニ供セラレル重要ナ機關デアリマスルノデ、其  
ノ設備管理等ニ付キ適正ヲ期スル必要ガアリマスルコトハ申スマデモナク、又其ノ分  
布ノ狀況ハドチラカト言ヘバ從來都市偏在ノ傾向ガ著シイノデアリマス、譬へテ申シ  
マスレバ、六大都市所在府縣ノ藥局數が全國藥局數ノ五三%ニ達シテ居ルノデアリマ  
ス、又東京府及ビ大阪府ノ藥局數ハ全國ノ相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
スノデ、將來是ガ是正ヲ圖ルノ方途ヲ講ズ  
デゴザイマシテ、斯様ナ狀態ハ國民保健上  
相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
ス、又藥局ノ開設者ニ付キマシテハ先程申シ  
設備其ノ他ノ點ニ付テハ固ヨリ、分布ノ狀  
況等ヲモ考慮致シマシテ、許可ヲスルト云  
フコトニ致シタ次第デアリマス、ソレカラ  
薬局ノ開設者ニ付キマシテハ先程申シマ  
シタ如ク原則トシテ藥劑師ニ之ヲ限定シテ  
居リマスル結果、經營ノ狀態ガ往々ニシテ  
實情ニ即シナイ、極メテ不自然ナルコトヲ  
餘儀ナクセラレル場合ガアリマスノミナラズ、  
是ハ藥局ノ分布ノ適正乃至設備ノ完璧ヲ圖  
リ、其ノ發達ヲ期スル上ニ必ズシモ適當ナ  
行キ方デハナイト考ヘラレルノデアリマ  
ス、且又其ノ管理ニ付テ藥劑師ヲシテ行ハ  
シメルコトニ致シマスルナラバ、必ズシモ  
開設者ヲ藥劑師ニ限定スル保健衛生上ノ必

師ニ限ラレテ居ツタモノヲ、藥劑師ニ限定シナイコトニ致シタ次第デアリマス、  
藥事衛生ニ關シマシテ一般民衆ノ利用ニ供セラレル重要ナ機關デアリマスルノデ、其  
ノ設備管理等ニ付キ適正ヲ期スル必要ガアリマスルコトハ申スマデモナク、又其ノ分  
布ノ狀況ハドチラカト言ヘバ從來都市偏在ノ傾向ガ著シイノデアリマス、譬へテ申シ  
マスレバ、六大都市所在府縣ノ藥局數が全國藥局數ノ五三%ニ達シテ居ルノデアリマ  
ス、又東京府及ビ大阪府ノ藥局數ハ全國ノ相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
スノデ、將來是ガ是正ヲ圖ルノ方途ヲ講ズ  
デゴザイマシテ、斯様ナ狀態ハ國民保健上  
相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
ス、又藥局ノ開設者ニ付キマシテハ先程申シマ  
シタ如ク原則トシテ藥劑師ニ之ヲ限定シテ  
居リマスル結果、經營ノ狀態ガ往々ニシテ  
實情ニ即シナイ、極メテ不自然ナルコトヲ  
餘儀ナクセラレル場合ガアリマスノミナラズ、  
是ハ藥局ノ分布ノ適正乃至設備ノ完璧ヲ圖  
リ、其ノ發達ヲ期スル上ニ必ズシモ適當ナ  
行キ方デハナイト考ヘラレルノデアリマ  
ス、且又其ノ管理ニ付テ藥劑師ヲシテ行ハ  
シメルコトニ致シマスルナラバ、必ズシモ  
開設者ヲ藥劑師ニ限定スル保健衛生上ノ必

要モナイト考ヘラレマスルノデ、之ヲ藥劑  
師ニ限定致サナイコトニ致シタ次第デアリ  
マス、第十五條ハ現行法ノ通リデアリマス  
セラレル重要ナ機關デアリマスルノデ、其  
ノ設備管理等ニ付キ適正ヲ期スル必要ガアリ  
マスルコトハ申スマデモナク、又其ノ分  
布ノ狀況ハドチラカト言ヘバ從來都市偏在  
ノ傾向ガ著シイノデアリマス、譬へテ申シ  
マスレバ、六大都市所在府縣ノ藥局數が全國  
藥局數ノ五三%ニ達シテ居ルノデアリマ  
ス、又東京府及ビ大阪府ノ藥局數ハ全國ノ  
相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
スノデ、將來是ガ是正ヲ圖ルノ方途ヲ講ズ  
デゴザイマシテ、斯様ナ狀態ハ國民保健上  
相當考ヘナケレバナラヌ點デアルト思ヒマ  
ス、又藥局ノ開設者ニ付キマシテハ先程申シマ  
シタ如ク原則トシテ藥劑師ニ之ヲ限定シテ  
居リマスル結果、經營ノ狀態ガ往々ニシテ  
實情ニ即シナイ、極メテ不自然ナルコトヲ  
餘儀ナクセラレル場合ガアリマスノミナラズ、  
是ハ藥局ノ分布ノ適正乃至設備ノ完璧ヲ圖  
リ、其ノ發達ヲ期スル上ニ必ズシモ適當ナ  
行キ方デハナイト考ヘラレルノデアリマ  
ス、且又其ノ管理ニ付テ藥劑師ヲシテ行ハ  
シメルコトニ致シマスルナラバ、必ズシモ  
開設者ヲ藥劑師ニ限定スル保健衛生上ノ必

新タニ但書ノ規定ヲ設ケマシタ、此ノ趣旨  
ハ、藥劑師ガ藥局以外ノ場所ニ調剤ヲナス  
コトヲ從來ハ禁止致シテ居リマスル結果、  
譬へテ申シマスルト病院、診療所ノ調剤所  
等ニ於テ藥劑師ガ調剤ヲスルコトガ、此ノ  
規定ニ或ハ抵觸スルノデハナイカト云フ風  
ナ疑ヒモゴザイマシタシ、又巡回診療ト云  
フヤウナ場合ニ於ケル藥劑師ノ場合ニ於キ  
マシテ、藥劑師ノ調剤ガ出來ナイノデハナ  
イカト云フヤウナコトニモナリマスルノ  
デ、特定ノ場合ヲ限リマシテ藥局外ニ於テ  
調剤スルコトヲ認メルノガ實情ニ適スルト  
考ヘマシテ、斯様ナ但書ヲ設ケタノデアリ  
マス、第十七條、第十八條及び第十九條ハ  
大體現行法ノ通リデアリマス、第二十條ハ  
新シク設ケタ規定デアリマシテ、調剤報酬  
ニ付キ主務大臣ハ必要ナル命令ヲ發スルコ  
トヲ得ルト云フノデアリマス、醫療費ノ適  
切ナコトト存ズルノデアリマシテ、醫師ノ  
新薬新製剤トナル等、徒ラニ取扱ガ煩瑣  
如ク、新藥新製剤ニ付テ許可制ヲ採ルコト  
ド同種同類ノモノガ、或ハ賣藥トナリ、或  
ハ新藥新製剤トナル等、徒ラニ取扱ガ煩瑣  
デアリマスルノミナラズ、後ニ申上ゲマス  
如ク、新藥新製剤ニ付テ許可制ヲ採ルコト  
ト致シマスル以上ハ、賣藥ト新藥新製剤ト  
ノ間ニ區別ヲ設ケルト云フコトハ、事實上  
殆ド意味ノナイコトトナルノデアリマス、  
隨ヒマシテ今回ノ立法ニ當リマシテハ、  
是等ノ法制上ノ區別ヲ撤廢致シマシテ、等  
シク日本藥局方外ノ醫藥品トシテ取扱フコ  
トト致シテ行キタイト考ヘルノデアリマス、  
醫藥品ノ製造ニ關シマシテハ現在ノ如キ藥  
事法令ニ於キマシテハ、藥品賣藥ニ依ツ  
テ其ノ取扱ヲ異ニシテ居リマシテ、藥品ニ  
付キマシテハ藥劑師ハ許可等ノ手續ヲ要セ  
デ、之ヲ適正ナラシムル爲ニ斯様ナ規定ヲ  
設ケタ次第デアリマス、  
次ニ第二十一條デアリマス、調剤ニ付キ

要モナイト考ヘラレマスルノデ、之ヲ藥劑  
師ニ限定致サナイコトニ致シタ次第デアリ  
マス、第十六條ハ大體現行法ノ通リデアリマスガ  
新タニ但書ノ規定ヲ設ケマシタ、此ノ趣旨  
ハ、藥劑師ガ藥局以外ノ場所ニ調剤ヲナス  
コトヲ從來ハ禁止致シテ居リマスル結果、  
譬へテ申シマスルト病院、診療所ノ調剤所  
等ニ於テ藥劑師ガ調剤ヲスルコトガ、此ノ  
規定ニ或ハ抵觸スルノデハナイカト云フ風  
ナ疑ヒモゴザイマシタシ、又巡回診療ト云  
フヤウナ場合ニ於ケル藥劑師ノ場合ニ於キ  
マシテ、藥劑師ノ調剤ガ出來ナイノデハナ  
イカト云フヤウナコトニモナリマスルノ  
デ、特定ノ場合ヲ限リマシテ藥局外ニ於テ  
調剤スルコトヲ認メルノガ實情ニ適スルト  
考ヘマシテ、斯様ナ但書ヲ設ケタノデアリ  
マス、第十七條、第十八條及び第十九條ハ  
大體現行法ノ通リデアリマス、第二十條ハ  
新シク設ケタ規定デアリマシテ、調剤報酬  
ニ付キ主務大臣ハ必要ナル命令ヲ發スルコ  
トヲ得ルト云フノデアリマス、醫療費ノ適  
切ナコトト存ズルノデアリマシテ、醫師ノ  
新薬新製剤トナル等、徒ラニ取扱ガ煩瑣  
如ク、新藥新製剤ニ付テ許可制ヲ採ルコト  
ド同種同類ノモノガ、或ハ賣藥トナリ、或  
ハ新藥新製剤トナル等、徒ラニ取扱ガ煩瑣  
デアリマスルノミナラズ、後ニ申上ゲマス  
如ク、新藥新製剤ニ付テ許可制ヲ採ルコト  
ト致シマスル以上ハ、賣藥ト新藥新製剤ト  
ノ間ニ區別ヲ設ケルト云フコトハ、事實上  
殆ド意味ノナイコトトナルノデアリマス、  
隨ヒマシテ今回ノ立法ニ當リマシテハ、  
是等ノ法制上ノ區別ヲ撤廢致シマシテ、等  
シク日本藥局方外ノ醫藥品トシテ取扱フコ  
トト致シテ行キタイト考ヘルノデアリマス、  
醫藥品ノ製造ニ關シマシテハ現在ノ如キ藥  
事法令ニ於キマシテハ、藥品賣藥ニ依ツ  
テ其ノ取扱ヲ異ニシテ居リマシテ、藥品ニ  
付キマシテハ藥劑師ハ許可等ノ手續ヲ要セ  
デ、之ヲ適正ナラシムル爲ニ斯様ナ規定ヲ  
設ケタ次第デアリマス、  
次ニ第二十一條デアリマス、調剤ニ付キ

認可等ノ手續ヲ綜合統一致シマシテ、製造事業自體ニ着眼シテノ厚生大臣ノ許可制トシ、且ツ許可ニ當リマシテハ全體ノ生産トノ關係、製造品目、製造施設等ニ付テ検討ヲ加ヘマシテ、醫藥品供給ノ適正ヲ期スル上ニ遺憾ノナイヤウニ致シタイト考ヘテ居ル次第アリマス

次ニ先程一寸觸レタ新藥新製劑デアリマスガ、從來新藥新製劑ノ新規發賣ニ付テハ地方長官ニ届出ラスレバ宜シイト云フコトニナツテ居ツタノデアリマス、サウシテ毎年届出ニ係ハル新藥新製劑ハ極メテ多數ニ上ツテ居リマシテ、年々約三千ニ上ツテ居ルト云フ狀況デアリマス、其ノ中ニハ品質效能上必ズンモ適當ト認ヌラテナイモノゴザイマスルシ、又謂ハバ不急ノ品ト思ハレルヤウナモノモ少クナイ狀況デアリマス、又名前ガ違ツテ居リマシテモ、實際ハ大差ナイト云フヤウナ藥モ相當多數ニ上ツテ居リマシテ、徒ラニ煩雜ヲ加ヘ、緊要醫藥品ノ確保ヲ圖リ、其ノ供給ノ適正ヲ期スルニ當リ相當支障ヲナシテ居ルヤウナ狀況デアリマスノデ、今回ハ新藥新製劑ニ付キマシテモ許可ヲ受ケシメント云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ第二項ニ於キマシテハ、醫藥品製造業者ハ原則トシテ藥劑師ヲ置カナケレバナラナイト云フ風ニ致シタノデアリマス、之ニ依リマシテ醫藥品ノ性狀品質ノ適正ヲ期スルト云フ考ヘデアリマス、而シテ其ノ例外ト致シマシテ、但書ノ規定ニ於テハドウ云フ風ナ場合ヲ考ヘテ居ルカト申シマスルト、例ヘバ醫藥品ノ製造業者自身ガ藥劑師デアリマスル場合、或ハ又醫藥品ノ製造ニ付キマシテ必要ナ知識、技能

合ニ於テ、ソレ等ノ者ガ自ラ製造ニ當ルト  
云フヤウチ場合ハ必ズシモ藥劑師ヲ置ク必  
要ガナ、斯様ニ考ヘテ居リマス、又痘苗  
血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ付キマシ  
テハ、大體從來醫師ガ其ノ製造ノ實際ニ當  
ツテ居ルノデアリマス、斯様ナ場合ニ於キマ  
シテモ勿論藥劑師ヲ置ク必要ハナイト云フ  
風ニ考ヘテ宜シカラウト思フノデアリマス、  
第三項及び第四項ニ付キマシテハ特ニ申上  
ゲル必要モナイカト思フノデアリマス、次ハ  
第二十三條デアリマス、是ハ醫藥品ノ販賣業  
ニ關スル規定デゴザイマス、醫藥品ノ販賣ニ  
關シマシテハ、現在ノ藥事法令ニ於キマシ  
テハ藥品ト賣藥トニ依リマシテ其ノ取扱ヲ  
異ニ致シテ居リマス、藥品ニ付キマシテハ藥  
劑師ハ許可ヲ手續ヲ要セズ、其ノ他ノ者ハ  
地方廳ノ藥種商ノ免許鑑札ヲ受ケルコトヲ  
要スルノデアリマス、又賣藥ノ請賣ニ付キマ  
シテハ、藥劑師又ハ藥種商ハ地方長官ニ届  
出ヲナスヲ以テ足リ、其ノ他ノ者ハ地方長  
官ノ許可ヲ受ケルコトヲ要スルコトニナツ  
テ居ルノデアリマス、尙ホ只今ハ右ノ藥事法  
令ニ依リマスモノノ外ニ、企業許可令ニ依リ  
マシテ總テ地方長官ノ許可ヲ受ケルコトヲ  
要スルコトニナツテ居リマス、斯様ニ醫藥  
品ノ販賣ニ關スル手續ハ現在藥品ト賣藥、  
又藥劑師ト然ラザル者トニ依リマシテ  
適用法令ガ違ツテ居リマシテ、相當煩雜ニ  
ナツテ居ル狀況デアリマス、醫藥品ノ適正、  
圓滑ナル配給ヲ圖リマスコトハ極メテ重要  
ナコトデアリマス、是ガ爲ニハ販賣者ノ資  
質ノ適否ノミナラズ、店舗ノ分布狀況等ヲ  
モ十分考慮スル必要ガアルノデアリマスカラ、  
藥劑師ト然ラザル者タルトヲ問ハズ醫藥品

コトヲ適當ト考ヘマシテ、此ノ規定ヲ設ケ  
マシタ次第デアリマス  
其ノ但書ニ於キマシテハ例ヘバ醫藥品ノ  
製造業者、輸入販賣業者又ハ移入販賣業者  
ガ其ノ製造又ハ輸入、移入致シマシタ醫藥  
品ヲ製造業者又ハ販賣業者ニ販賣スル場合  
デアリマスルトカ、或ヘ又藥局ノ開設者ガ  
藥局ノ開設ニ際シマシテ、其ノ藥局ノアル  
場所ニ於キマシテ醫藥品ヲ販賣スルト云フ  
ヤウナ許可ヲ併セテ受ケマシタヤウナ場合  
トカ、斯様ナ場合ヲ大體豫想シテ居リマス  
次第デアリマス、ソレカラ第二項ニ付テ申  
上ゲマスト、現在ハ藥品營業並ニ藥品取扱  
規則ニ依リマシテ、藥劑師デナケレバ藥品ヲ  
營業者以外ノ者ニ對シ原則トシテ指定藥  
品ヲ販賣授與スルコトガ出來ナイコトニナ  
ツテ居リマス、又賣藥請賣營業者ハ藥品ヲ  
販賣スルコトガ出來ナイモノトナツテ居リ  
マス、此ノ指定藥品ト申シマスルノハ、全  
體ノ醫藥品ノ中デ百四十二品目及ビ指定藥  
品ヲ含有スル製劑デアリマシテ、毒藥又ハ  
劇藥ニ屬スルモノト云フコトニナツテ居リ  
マス、藥品ハ其ノ性質上是ガ取扱ニ付キマ  
シテハ、特殊ノ知識經驗ヲ必要トスルモノガ  
少クナインデアリマス、隨テ廣ク醫藥品一般ノ  
販賣ヲナスニ付キマシテハ、藥學、藥品ニ關  
シマシテ専門ノ知識ヲ有スル藥劑師、又ハ  
消費者タル國民ノ便益ト云フコトヲ考ヘテ  
コトガ萬全ノ策デアルト考ヘルノデアリマ  
ス、併シナガラ一面ニ於キマシテ醫藥品ノ  
藥劑師ヲ使用スル者ヲシテ之ニ當ラシメル  
亦申上ゲルマデモナイコトト存ズルノデア

ノ販賣業者ヲ薬劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ニ限ルト云フコトハ、實際問題トシテ頗ル困難ト申サナケレバナラナイノデアリマス、ノミナラズ醫藥品ノ種類ニ依リマシテハ、必ズシモソレ程高度ノ専門ノ知識ヲ必要トスルモノガナインデアリマシテ、藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用シナイ者ニ對シマンシテモ、取扱フベキ品目ヲ制限シマシテ、醫藥品ノ販賣業ヲ行フコトヲ認メルコトガ適當デアルト考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ醫藥品中ニ現在ノ指定藥品ノ如ク其ノ性質作用及ビ醫藥品ノ鑑別等ニ關シマシテ、專門的知識經驗ヲ有スル者ヲシテ取扱ハシメマシテ、其ノ販賣授與ノ際ニ細心ノ注意ヲ要シ、特ニ藥學ガ特ニ猛毒又ハ變敗シ易イ爲ニ、其ノ取扱ニ付キマシテ細心ノ注意ヲ要シ、特ニ藥學之ヲ交付セシメルコトヲ必要トスルモノニ付キマシテハ、從來ト同様ニ藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル販賣業者ニ限ルコト致シマシテ、然ラザル者ニ付キマシテハ、其ノ程度ニ應ジ取扱品目ヲ制限致シマシテ販賣ヲセシメルノガ適當ト考ヘルノデアリマス、大體ノ考へ方ト致シマシテハ從來ノ藥種商ニ相當スル程度ノ人達ニ對シマンシテハ、只今申シマシタ指定藥品ニ相當スルモノ以外ノ醫藥品ニ付キマシテ、一般ニ取扱ハシメテ差支ヘナインデハナイカト、斯様ニ考へテ居リマスシ、又從來ノ賣藥請賣業ヲヤツテ居リマスヤウナ人達ニ對シマンシテハ、ヤリ其ノ程度ノ藥ヲ取扱ハサセルコトニシタナラバドウデアラウカト、斯様ニ考へテ居ル次第アリマス、尙第三項デアリマスガ醫藥品ノ販賣ニ付キマシテハ現在ノ制度ニ於ケル賣藥ノ行商ニ關スル事項其ノ他細

目ノ事項ヲ規定スル必要ガアルノデアリマス、是等ハ大體ニ於テハ現行法ヲ踏襲ス  
マス、醫藥品ハ國民保健ノ上ニ極メテ重要  
ナ關係ヲ持ツテ居リマスル關係上、其ノ價格  
ノ點ニ付キマシテモ、常ニ是ガ適正ヲ期セ  
キタイト思ヒマスコトハ、現在醫藥品ノ價  
格ニ付キマシテハ、國家總動員法ニ基ク價  
格等統制令ノ適用ガアルノデゴザイマスガ、  
差當ツテノ問題ト致シマシテハ、一般物價  
トノ關係モゴザイマスシ、他ノ物資ト同様  
ニ統制令ニ依リ措置シ得ベキ事項ニ付キマ  
シテハ、其ノ運用ニ依ツテヤツテ參リタイト  
考ヘテ居リマスノデ、大體ニ於テ當分ノ内  
此ノ二十四條ノ規定ヲ發動スルト云フ考ヘ  
ハ致シテ居ラナイノデゴザイマス、第二十  
五條ノ規定ハ特ニ申上ガル必要モナイト存  
ジマス、ソレカラ第二十六條ノ第一項ハ大  
體從來通りデゴザイマス、第二項ハ新タニ  
設ケタ規定デゴザイマス、此ノ第二項ニ基  
キマスル命令デゴザイマスガ、只今考ヘテ  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ第二  
十七條デアリマスガ、先づ第一項ハ醫藥品  
アルト認メマスル醫藥品ニ付キマシテ、特  
定ノ機關ノ検査ヲ受ケシムルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
考ヘデ出來テ居ルノデゴザイマス、即チ日

本藥局方收載藥品ニ付テハ、其ノ實質ヲ一  
目瞭然タラシメ、取扱上差支ノナイヤウニ  
ル考ヘデゴザイマシテ、何レモ命令ニ讓ル  
コトト致シテ居ル次第アリマス、次ニ第  
二十四條ハ新タニ設ケマシタ規定デゴザイ  
マス、醫藥品ハ國民保健ノ上ニ極メテ重要  
ナ關係ヲ持ツテ居リマスル關係上、其ノ價格  
ノ點ニ付キマシテモ、常ニ是ガ適正ヲ期セ  
キタイト思ヒマスコトハ、現在醫藥品ノ價  
格ニ付キマシテハ、國家總動員法ニ基ク價  
格等統制令ノ適用ガアルノデゴザイマスガ、  
差當ツテノ問題ト致シマシテハ、一般物價  
トノ關係モゴザイマスシ、他ノ物資ト同様  
ニ統制令ニ依リ措置シ得ベキ事項ニ付キマ  
シテハ、其ノ運用ニ依ツテヤツテ參リタイト  
考ヘテ居リマスノデ、大體ニ於テ當分ノ内  
此ノ二十四條ノ規定ヲ發動スルト云フ考ヘ  
ハ致シテ居ラナイノデゴザイマス、第二十  
五條ノ規定ハ特ニ申上ガル必要モナイト存  
ジマス、ソレカラ第二十六條ノ第一項ハ大  
體從來通りデゴザイマス、第二項ハ新タニ  
設ケタ規定デゴザイマス、此ノ第二項ニ基  
キマスル命令デゴザイマスガ、只今考ヘテ  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ第二  
十七條デアリマスガ、先づ第一項ハ醫藥品  
アルト認メマスル醫藥品ニ付キマシテ、特  
定ノ機關ノ検査ヲ受ケシムルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ第二  
十七條デアリマスガ、先づ第一項ハ醫藥品  
アルト認メマスル醫藥品ニ付キマシテ、特  
定ノ機關ノ検査ヲ受ケシムルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ルノデゴザイマス、即チ日

本藥局方收載藥品ニ付テハ、其ノ實質ヲ一  
目瞭然タラシメ、取扱上差支ノナイヤウニ  
ル考ヘデゴザイマシテ、何レモ命令ニ讓ル必  
ル考ヘデゴザイマシテ、何レモ命令ニ讓ル  
コトト致シテ居ル次第アリマス、次ニ第  
二十四條ハ新タニ設ケマシタ規定デゴザイ  
マス、醫藥品ハ國民保健ノ上ニ極メテ重要  
ナ關係ヲ持ツテ居リマスル關係上、其ノ價格  
ノ點ニ付キマシテモ、常ニ是ガ適正ヲ期セ  
キタイト思ヒマスコトハ、現在醫藥品ノ價  
格ニ付キマシテハ、國家總動員法ニ基ク價  
格等統制令ノ適用ガアルノデゴザイマスガ、  
差當ツテノ問題ト致シマシテハ、一般物價  
トノ關係モゴザイマスシ、他ノ物資ト同様  
ニ統制令ニ依リ措置シ得ベキ事項ニ付キマ  
シテハ、其ノ運用ニ依ツテヤツテ參リタイト  
考ヘテ居リマスノデ、大體ニ於テ當分ノ内  
此ノ二十四條ノ規定ヲ發動スルト云フ考ヘ  
ハ致シテ居ラナイノデゴザイマス、第二十  
五條ノ規定ハ特ニ申上ガル必要モナイト存  
ジマス、ソレカラ第二十六條ノ第一項ハ大  
體從來通りデゴザイマス、第二項ハ新タニ  
設ケタ規定デゴザイマス、此ノ第二項ニ基  
キマスル命令デゴザイマスガ、只今考ヘテ  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ第二  
十七條デアリマスガ、先づ第一項ハ醫藥品  
アルト認メマスル醫藥品ニ付キマシテ、特  
定ノ機關ノ検査ヲ受ケシムルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ルノデゴザイマス、即チ日

本藥局方收載藥品ニ付テハ、其ノ實質ヲ一  
目瞭然タラシメ、取扱上差支ノナイヤウニ  
ル考ヘデゴザイマシテ、何レモ命令ニ讓ル必  
ル考ヘデゴザイマシテ、何レモ命令ニ讓ル  
コトト致シテ居ル次第アリマス、次ニ第  
二十四條ハ新タニ設ケマシタ規定デゴザイ  
マス、醫藥品ハ國民保健ノ上ニ極メテ重要  
ナ關係ヲ持ツテ居リマスル關係上、其ノ價格  
ノ點ニ付キマシテモ、常ニ是ガ適正ヲ期セ  
キタイト思ヒマスコトハ、現在醫藥品ノ價  
格ニ付キマシテハ、國家總動員法ニ基ク價  
格等統制令ノ適用ガアルノデゴザイマスガ、  
差當ツテノ問題ト致シマシテハ、一般物價  
トノ關係モゴザイマスシ、他ノ物資ト同様  
ニ統制令ニ依リ措置シ得ベキ事項ニ付キマ  
シテハ、其ノ運用ニ依ツテヤツテ參リタイト  
考ヘテ居リマスノデ、大體ニ於テ當分ノ内  
此ノ二十四條ノ規定ヲ發動スルト云フ考ヘ  
ハ致シテ居ラナイノデゴザイマス、第二十  
五條ノ規定ハ特ニ申上ガル必要モナイト存  
ジマス、ソレカラ第二十六條ノ第一項ハ大  
體從來通りデゴザイマス、第二項ハ新タニ  
設ケタ規定デゴザイマス、此ノ第二項ニ基  
キマスル命令デゴザイマスガ、只今考ヘテ  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ第二  
十七條デアリマスガ、先づ第一項ハ醫藥品  
アルト認メマスル醫藥品ニ付キマシテ、特  
定ノ機關ノ検査ヲ受ケシムルトカ、或ハ又  
一定ノ規格ヲ設ケテ之ニ從ハシメルト云フ  
ヤウナコトヲ規定シタイト、斯様ナ考ヘヲ  
致シテ居ルノデゴザイマス、即チ日

